

計量法（平成4年法律第51号）第135条第2項の規定に基づき、同項第1号の特定標準器による校正等を行う者、同項第2号の特定標準器による校正等を行う計量器又は標準物質及び同項第3号の特定標準器による校正等に用いる特定標準器等又は特定標準物質を次のように公示する。

令和3年8月10日

計量法第135条第2項の規定に基づく特定標準器による校正等を行う者等の表

特定標準器による校正等を行う者	特定標準器による校正等を行う計量器又は標準物質	特定標準器による校正等に用いる特定標準器等又は特定標準物質
一般財団法人化学物質評価研究機構	ベリリウム標準液であって、濃度が1グラム毎リットルのもの	ベリリウム標準液であって、一般財団法人化学物質評価研究機構が保管する標準液製造用精密天びん、超純水製造装置及び分析計測装置（以下「標準液製造装置」という）を用いて製造されたもの
	けい素標準液であって、濃度が1グラム毎リットルのもの	けい素標準液であって、一般財団法人化学物質評価研究機構が保管する標準液製造装置を用いて製造されたもの
	ジルコニウム標準液であって、濃度が1グラム毎リットルのもの	ジルコニウム標準液であって、一般財団法人化学物質評価研究機構が保管する標準液製造装置を用いて製造されたもの